

【申請する企業の皆様へ】
『賃金引上げ計画の表明』について②

「表明書」の提出にあたり、今一度ご確認をお願いいたします。

②中小企業等における追加提出資料(法人税申告書別表1)について

※「入札説明書」より抜粋

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」(別紙11)を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

- 「中小企業等」におかれましては、表明書とあわせて、「法人税申告書別表1」を必ず提出願います。
- 以下「法人税申告書別表1」提出時の「注意事項」となります。(※中小企業等の確認ポイント)

- ア)法人区分欄左側「普通法人・・・①」に「○」且つ「非中小法人欄③」に「○」がないこと。
 - イ)法人区分欄右側「左記以外の公益法人等・・・②」に「○」があること。
- ⇒上記、ア)・イ)のいずれかに該当すれば『中小企業等』と判断します。
(中小企業等とは、法人税法第66条2項又は3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。)

③問い合わせ先

■「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の詳細につきましては以下ホームページをご参照下さい。

○国土交通省 本省

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

○国土交通省 中部地方整備局

https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/chinage_katen/index.htm

■表明書等における作成方法の確認や、本制度についてのお問い合わせについては、以下へご連絡願います。

○中部地方整備局 企画部 技術管理課 TEL 052-953-8131 (直通)